

建設水道委員会記録

○開催日時

平成28年3月16日 午前10時分～午後0時10分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長	宮里兼実	委員	大田黒博
副委員長	下園政喜	委員	新原春二
委員	川畑善照	委員	谷津由尚

○その他の議員

議員 持原秀行

○説明のための出席者

水道局長	落合正浩	上水道課長	四元新一
水道管理課長	元石功一	下水道課長	徳重勝美

○事務局職員

議会事務局長 田上正洋 主 幹 久米道秋

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第62号 平成27年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算 議案第63号 平成27年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算 議案第69号 平成27年度薩摩川内市水道事業会計補正予算 議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第71号 平成28年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計予算 議案第72号 平成28年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算 議案第84号 平成28年度薩摩川内市水道事業会計予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	水道管理課 上水道課
議案第64号 平成27年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算 議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第73号 平成28年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計予算 議案第74号 平成28年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計予算 議案第75号 平成28年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計予算 議案第76号 平成28年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	下水道課

△開 議

○委員長（宮里兼実）ただいまから、一昨日に引き続き、建設水道委員会を開会いたします。

本日は、審査日程の水道管理課、上水道課から審査を行います。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△水道管理課・上水道課の審査

○委員長（宮里兼実）それでは、水道管理課及び上水道課の審査に入ります。

△議案第62号 平成27年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）まず、議案第62号平成27年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○上水道課長（四元新一）それでは、予算に関する説明書の第8回補正の53ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費53万円の増額は、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正にあわせて、職員11人分の人件費を補正要求するものでございます。

続いて、歳入について説明いたしますので、52ページをごらんください。

6款1項1目一般会計繰入金53万円の増額は、歳出の補正に伴う財源調整でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第63号 平成27年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第63号平成27年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○上水道課長（四元新一）それでは、予算に関する説明書（第8回補正）の63ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費5万5,000円の増額は、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正にあわせて、職員一人分の人件費を補正要求するものでございます。

続いて、歳入について説明いたします。62ページをごらんください。

3款1項1目一般会計繰入金5万5,000円の増額は、歳出補正に伴う財源調整でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第69号 平成27年度薩摩川内市
水道事業会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第69号平成27年度薩摩川内市水道事業会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一）それでは、議案第69号平成27年度薩摩川内市水道事業会計補正予算について説明をいたします。

別冊となっております薩摩川内市水道事業会計予算、予算に関する説明書（第4回補正）の11ページをお開きください。一番最後のページになります。

今回の補正は、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、本市の給与に関する条例等の一部改正にあわせて人件費を補正要求するもので、1款1項2目配水及び給水費で職員10人分の給料、手当、法定福利費の補正、同じく4目総係費で職員10人の給料、手当、法定福利費を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願ひいます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○上水道課長（四元新一）それでは、上水道課の補正予算について説明いたしますので、予算に関する説明書（第8回補正）の23ページをお開きください。

4款3項1目水道費58万5,000円の増額は、右側説明欄のとおり、簡易水道事業特別会計及び温泉給湯事業特別会計への繰出金でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願ひいます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第61号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△平成28年度予算の審査

○委員長（宮里兼実）次に、平成28年度予算の審査を行います。

まず、予算の概要について、局長に説明を求めます。

○水道局長（落合正浩）おはようございます。まずはおわび申し上げます。

このたび体が弱いせいで、インフルエンザのAにかかってしまいまして、日程調整をお願いいたしました。泊建設部長はB型だったということで、お互いに濃厚接触した関係でこうなったのかなと考えておりますが、御迷惑をおかけしました。

まず、1月24日、25日の大雪に対します市内各地での1,000件を超える給水管の凍結、漏水がありましたが、これにつきましては、漏水した水道料金につきましては減額しております。

また、これに伴います下水道料金につきましても、減額いたしております。

水道局につきましては、昨年末に東郷支所から原田町の旧消防庁舎に引っ越しをいたしました。早速14日の日は委員の皆様、御視察いただいたそうでありありがとうございました。立ち会えずに申しわけございませんでした。

いよいよ来月からは、上下水道事業及び温泉給湯事業の窓口業務等の業務委託をいたすことといたしまして、株式会社NJS・E&Mと5年間の契約が整っております。

現在、業者負担で職員が研修中でございまして、4月1日にはお客様センター等を開設する予定でございます。委員の皆様方にも御案内しておりますが、お忙しいとは思いますが、どうかよろしく願いいたします。

それでは、水道局各会計の平成28年度当初予算概要について御説明いたします。

まず、水道管理課、上水道課でございしますが、一般会計のほか2特別会計と公営企業・水道事業会計がございします。

平成28年度の特徴といたしましては、本土地域の簡易水道事業を水道事業に統合したことから、簡易水道事業及び水道事業の予算額が大きく増減しております。特に水道事業では、今後10年間に耐震対策及び老朽管布設がえ等を計画していることから、平成28年度本年度から7億5,000万円の建設改良工事を実施していくこととしております。

詳細につきましては、各課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。終わります。

△議案第71号 平成28年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第71号平成28年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一）それでは、議案第71号平成28年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計予算について、水道管理課分について御説明をいたします。

説明は、予算調書で説明いたしますので、予算調書の272ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費の水道管理課分は、事項、一般管理費の2,097万3,000円で、上甕島・下甕島簡易水道の業務、営業に要する経費であります。

歳出の主なものについては、右側に記載してございますが、検針業務委託、消費税等を計上しております。

続きまして、下段の表、3款1項1目元金、事項、長期償還元金8,204万9,000円を計上しております。

次のページ・273ページ、2目利子、事項、長期償還利子1,798万5,000円を計上しております。

次の5款1項1目、事項、予備費として100万円を計上しております。

以上が水道管理課分の歳出でございます。

○上水道課長（四元新一）引き続き、上水道課分の歳出について説明いたしますので、予算調書の274ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費1億3,922万3,000円は、上甕島及び下甕島簡易水道施設の維持管理等に係る経費でございます。

経費の主なものは、下甕の水道事業作業嘱託員一人と職員7人分の人件費のほか、水道法に基づく毎日検査に伴う休日水質検査業務や、各施設の使用及び電気設備保安管理業務等の委託料と平良水源地発電機取りかえや、長浜浄水場等のろ過器ろ過材入れかえに伴う工事請負費でございます。そのほか水質検査手数料や施設管理に必要な光熱水費、漏水等の修繕料も計上しております。

次に、2款1項1目上甕島簡易水道建設事業費5,760万円は、上甕島簡易水道の施設整備にかかわる経費で、里地区遠方監視整備事業及び中甕地区水源開発整備に伴う委託料と工事請負費が主なものでございます。

ここで、概要について説明いたしますので、別冊になっております委員会資料のほうをごらんください。委員会資料のまず1ページをお開きください。

里地区の遠方監視整備につきましては、平成27年度から平成30年度までの4カ年事業として計画しており、平成28年度は木ノ口配水池に配水流量計や残留塩素計の設置と、あわせて信号伝送装置を設置するほか、里支所内に中央監視装置を設置する計画となっております。

図面上で木ノ口配水池が上のほうにあります。そこに赤文字で3項目書いてございます。里支所のほうが右側にありますが、そこに遠方監視の親局を設置するという形の計画となっているところでございます。

次に、2ページをごらんください。

中甌地区の水源開発事業でございますが、これまで平良地区では安定水源がなく、渇水期等における水不足を解消するため、連絡管整備を行い、応援給水等により対応してまいりましたが、県が施行した平良トンネルから豊富な湧水があり、平成24年7月より水量調査や水質検査等実施してまいりましたが、水源として安定した水量、水質であることが確認できたため、平成28年度に整備するものでございます。

着水槽の築造と約200メートルの導水管布設を計画しているところでございます。着水槽が四角で囲んであるちっちゃいところがありますが、そこに着水槽をつくりまして、それから赤線ですと平良ポンプ室まで約200メートルの導水管を計画しているところでございます。

次に、済いません、もう1回予算調書に戻っていただいて、275ページをお開きください。

2款1項1目下甌島簡易水道建設事業費5,315万円は、下甌島簡易水道の施設整備に係る経費で、鹿島地区の老朽管布設がえに伴う委託料と工事請負費が主なものでございます。

また、別冊の委員会の資料の3ページをごらんください。

鹿島地区の老朽管布設がえは、平成26年度から平成28年度までの3カ年計画で実施しております。平成28年度は最終年度ということになっております。図面の赤線部分1,585メートルの配水管布設がえ工事を計画しているところでございます。

ここで、地方債について説明いたしますので、予算に関する説明書の163ページをお開きください。

第2表の限度額2,610万円は、鹿島簡易水道整備事業の実施に伴い設定するものでございます。

以上で、上水道課の歳出の説明を終わります。

○水道管理課長（元石功一） それでは、簡易水道の歳入について御説明をいたします。

同じく予算調書の270ページをお開きください。

1款1項1目水道使用料9,956万9,000円は、上甌島・下甌島簡易水道の給水使用料等でございます。

3款1項1目簡易水道事業補助金2,617万5,000円は、下甌島簡易水道建設事業にかかわる国庫補助金でございます。

4款1項1目簡易水道事業補助金4,072万円は、上甌島簡易水道の水源開発及び遠方監視施設整備事業に伴う電源立地地域対策交付金でございます。

6款1項1目一般会計繰入金1億6,843万2,000円は、一般会計からの財政援助分でございます。

次に、271ページになります。

7款1項1目繰越金1,000万円は、平成27年度繰越金の見込み額を計上しております。

9款1項1目市債2,610万円は、下甌島簡易水道建設事業にかかわる市債でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚） 3点質問します。

まず、上・下甌の簡易水道事業の長期債の金額が今幾らあるのかというのが一つ目です。

二つ目が、元金償還にかかわる今後の考え方と償還利子に対する今後の考え方について、ちょっと答弁をお願いします。これが2点目です。

3点目は、今ほど説明のありました中甌地区の簡易水道の平良第3トンネルからの湧水を今後使うという、大変いいことなんですけど。これについて賄える量というのはどのぐらいあるのかをちょっと3点目の質問とします。

以上です。

○水道管理課長（元石功一） 長期債の残高についての、まず第1点目の御質問です。

平成27年度末で甌地域の未償還の残高、これが9億5,032万7,000円ほどになります。

（次ページの発言により訂正済み）あと償還関係の考え方ということでお尋ねです。

今回、事業統合で本土分の簡易水道がなくなり、甌島だけの簡易水道になったわけですが、収入が9,000万、1億ないぐらいです。当然、一般会計からの応援をいただかないと甌島の簡易水道は

運営ができないということになります。元利償還金については、繰出基準に基づき一般会計からの繰り入れをしていただくということになります。

以上でございます。

○上水道課長（四元新一） 3点目の中甕の平良トンネル関係ですが、ここは、湧水としましては、日168トン湧水があると。安定した水量です。中甕地区の簡易水道の1日最大給水量の量から比べれば、約3割程度の水量を賄えるほどの量があるということでございます。

以上です。

○水道管理課長（元石功一） 濟いません、先ほどの起債の残高、8億と言いましたが、濟いません、簡易水道の予算書の183ページのほうに残高の記載がございました。9億5,032万7,000円ということで訂正方をお願いします。

（前ページで訂正済み）

○委員（谷津由尚） この元利償還については、一般会計から元利償還分を繰り入れていくという、それしかないと思うんですけど。それで長期債については少しずつ減らしていくということを基本に、今のところはもうやっていかれるしかないと思うんですけど、その認識でよろしいかをまず1点目です。

2点目が、この中甕の第3トンネルからの湧水が全体の30%を占めるとおっしゃいましたけど、その分はおいしい水を飲んでいただく、非常にいいことなんですけど。その30%の湧水を使うことで、例えば今平良ポンプの動力費が少し安くなるとか、安くはならんか。例えば何か経済的な効果という、経費的な効果というのがもしあれば、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○水道管理課長（元石功一） 甕島の長期債の今後の考え方ですが、委員がおっしゃるとおり、残高を少しでも少なくなるそういった方策で行きたいと思いますが。甕島の整備については、国県補助金を財源としながら、また起債も財源という形になっていきますので、一挙にはなかなか残高を減らしていくということにはできないと思いますが、減らす方向で運営をしていきたいというふうに考えております。

○上水道課長（四元新一） 中甕のトンネルの湧水を利用することで経済的なちゅうか、質問でしたが、これは着水槽をつくって、平良ポンプ室までは自然流下で行きますので、今以上の経費はま

ずかからないと。しかし、これですることによって経費削減ができると言われますと、まずそれはいいです。

一番何がメリットかといいますと、御承知のとおり、甕島の水源というのはたくさん水源がありまして、湧水とかいろんな谷川（だいご）、そういった水源がございしますが、このトンネルの湧水というのは、もう常にある一定量出ているので、安定水源が確保できるというのが最大のメリットと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（宮里兼実） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第72号 平成28年度薩摩川内市
温泉給湯事業特別会計予算

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第72号平成28年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一） それでは、議案第72号平成28年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算について、水道管理課分について御説明をいたします。

同じく、予算調書で説明をいたしますので、予算調書の278ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の水道管理費は、550万2,000円でございます。4月1日から業務開始するお客様センターにかかわる委託料等

を計上をしております。

次に、5款1項1目予備費100万円を計上をしております。

以上でございます。

○上水道課長（四元新一）引き続き、上水道課分の歳出について説明いたしますので、予算調書の279ページをお開きください。

1款1項1目温泉管理費8,283万8,000円は、樋脇、入来、祁答院地域の温泉給湯事業の運営及び施設の維持管理に係る経費でございます。

経費の主なものは、温泉事業運営審議会委員12人と、入来温泉湯之山館の公衆浴場施設管理嘱託員3人分の報酬及び職員一人分の人件費のほか、配湯管洗管業務や浄化槽点検業務等の委託料、市比野地区配湯管の老朽管更新及び湯之山館の湯冷まし槽設置等の工事請負費でございます。そのほか、入来温泉湯之山館の営業に伴います消耗品や光熱水費、また、漏湯ポンプ入れかえ等に対応するための施設修繕料も計上しているところでございます。

以上で、上水道課分の歳出の説明を終わります。

○水道管理課長（元石功一）それでは、引き続き歳入の説明をいたしますので、予算調書の276ページをお開きください。

1款1項2目分湯使用料は、樋脇、入来、祁答院3地域分で3,101万3,000円を計上をしております。

3款1項1目一般会計繰入金2,857万1,000円は、一般会計からの財政援助分でございます。

4款1項1目繰越金100万円は、前年度繰越金の見込み額を計上しております。

5款3項1目雑入は、原子力立地給付金を計上しております。

277ページをお開きください。公衆浴場の湯之山館にかかわる歳入でございます。

1款1項1目温泉使用料は、2,710万3,000円を計上しております。

2款1項1目財産貸付収入は、自動販売機にかかわる土地貸付収入、5款3項1目雑入59万7,000円は、公衆浴場の物品販売収入、原子力立地給付金等を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）1点、入来町の湯之山館がオープンして今年になっているんですけど、平成28年度で何人を予想されておられるのか、温泉利用のお客さんを、それについてちょっと、できれば平成27年度の実績も踏まえて、それがあってこだけを見込んでというふうにおっしゃっていただければ助かります。

○上水道課長（四元新一）湯之山館につきましては、昨年4月4日にオープンしたわけですが、当初予算措置をする上で、利用客が約13万人利用していただけるということで、一応全ての予算書を作成しております。

現在、2月までの実績といたしまして、11万5,000人程度来館、利用いただいております。3月まで含めると、約12万6,000人ぐらいになるんですけど、御承知のとおり、夏の台風15号、あと先般の寒波の関係で10日ほど休館しております。これらを考えますと、当初想定したとおり、約13万人程度の利用客が実績で見込めるんだろうと思います。

それに伴いまして、料金関係も当初2,780万程度の予算を見込み、利用ですね、収入見込みでしたが。現在、2月末現在で2,680万程度上がっております。3月分まで見込みますと、2,900万を若干超える程度の収入見込みとなっておりますので、当初想定したとおりの大体利用客あるいは収入だと考えておるところでございます。

○委員（谷津由尚）ありがとうございます。これ所管事務の質問かもしれませんが、ほとんど地元の方という認識でよろしいですか。

○上水道課長（四元新一）地元の方が当然、月極券であったりとか、回数券であったりとか買われているのは多いし、利用者も地元の方多いですけど、結構、市外の方が多いです。始良方面であったりとか、さつま町、あと伊佐方面とか、あと鹿児島市内とか、いろんなところから来館されていきますので。結構、利用——地元だけじゃなくて、遠方の方も利用、されているということで、評判も遠方の方の話にありますのは、割安でこだけの施設であればということでいい評判をいただいているところでございます。

以上です。

○委員（新原春二） 同じ湯之山館で温度を下げる施設がありますよね、別棟になって、竹を敷いて、温度を下げる部分なんですけども。これ今何か工事、またやりかえるちゅうことで今説明を受けたんですけども、この工事内容を1点と。

それからもう一つは、市比野の配湯管の布設管の取りかえ工事をやるということで、予算が2,200万ほど組んであるんですけども、この市比野の配湯管の将来展望、どのくらいの期間でどういう計画で配湯管が取りかえをされていくのか。永久的にちゅうことないでしょうけども、そこら辺の見込みというのが立っていたら、ちょっと教えてください。

○上水道課長（四元新一） まず1点目、湯之山館の湯雨竹の件だと思います。実際、今の湯雨竹につきましては、源泉かけ流しということで、そこで温度を下げて、今利用していただいている状況ですが。一つは、欠点がございます、源泉といえますか、お湯が空気に触れることで管の中が閉塞すると。源泉が泉質を調べてもらったら炭酸カルシウムということなんです、炭酸カルシウムの、それにあとマンガンと鉄分というのが若干含まれていまして、それが空気に触れることで固まってしまうということですね。

管の閉塞が結構頻繁に起こるものですから、今、湯雨竹があるところからは浴槽まで管でずっと引いているんですけど、そこが閉塞して、その洗管作業を3カ月、4カ月に一遍はしないと、どうしてももうお湯の量がもう少なくなって、最終的には出なくなるということになるんです。ちょっと見えるかわかりませんが、これが普通の管なんですけど、だんだん経過するごとに閉塞してきまして、こういった形で動脈硬化を起こしていると、管がですね。いうことになっておりまして、これじゃちょっと今後の指定管理とか、あるいは譲与まで見込んだときに維持管理が到底難しいだろうということで、こういったのがあったものですから、湯雨竹をできるだけ近くに、浴槽の近くに持って行って、そこからもうできるだけ短いスパンで浴槽に入れてやると、その管も容易に取りかえができるように、そういった含みを持った湯冷まし棟を今回設置しようという計画で今予算計上させていただいているところでございます。

今のところで今の状態でやったら、もう確実に

3カ月、4カ月に一遍は管の洗浄をすると。その洗浄に対しても、50万、60万がかかる状況になります。専門業者を入れないと、どうしてもこんだけの管はなかなかもとに戻りませんので。そういった形で、新しい施設でなかなかこういうのもちよっと予算計上するものかなということもあったんですけど、いろいろ議論した中で、最終的には全体的なライフサイクルコストを考えたときに、今の段階でして、あと指定管理なり譲与ですね、それに向けた形できちんと施設の整備をしたほうがいいだろうということで、今回計上させていただいたところでございます。

もう一点だけ、済いません。市比野の配湯管の老朽化に伴います布設がえの件ですが、ことはこの工事請負費の中の850万円を一応老朽管の布設がえということで計上させていただいております。約200メートル程度ということで計上させていただいております。

今後も、配湯管につきましても、水道管と一緒にやっぱり老朽化がもう進んでいる状況でございます。漏湯とかそういった布設年度の古いものから計画的に布設がえを行っていくという計画としております。何年度までということは今のところちょっとお答えできませんが、きちんとそこは計画しながら、とにかく一番優先すべきは漏湯が多い路線というのがありますので、そこらをやっぱり優先的にして、今後につきましては、水道管と一緒にでもう経過年数、耐用年数を過ぎた分については、計画的にずっと布設がえをしていくという考えでいるところでございます。

○委員（新原春二） そして、湯之山館の施設を今のやつについては、もう取り壊しをして、新たに湯舟の近くに新しくつくり変えるちゅうことですかね。非常に当初の設計からすれば、ミスといえますか、そこまで想定できなかったということであるんですよね。当然つけかえをせないといけないだろうと思いますけども、そこら辺はもうちょっとオープンにしてもらったほうがいいのかな。我々も今初めて聞いた話で、そういう実態があったというのは知りませんでしたので、そういうのをきちんと前もって、予算を計上する前にも、こういう事態がありますよちゅうことについては、前もってお聞かせいただければよかったのかなと思います。

それから、配湯管の取りかえについては、今

200メートルを今回やるということで、総延長どのくらいで、年次的にどのくらいの管を変えていくのか。そうしないと、やっぱり今、湯之山館のそれと一緒に、硫黄分を含んでおれば、スケールはたまっていくわけですね、もう水道管と一緒に。恐らくそうだと思うんですけども、そういう意味では、水道管とはちょっと取りかえが工期がちょっと早くなっていくのかなあと私は思っているんですけども、そこら辺の年次的な、長期的な計画というのは立ててあるわけでしょうけども、そこら辺ちょっとお知らせください。

○上水道課長（四元新一） 湯之山館の今の湯冷まし棟といいますか、湯雨竹の取り壊し、あるいは移設につきましては、事前に委員の皆様現状を報告しながら、こういう計画であるということを事前にしとけばよかったというふうに今おっしゃるとおり、そういうのはちょっと配慮が足りなかったということはおわびいたします。

また、市比野の配湯管につきましては、市比野の泉源につきましては、そういったスケール等のおそれはございません。空気に触れることもなく、していますので、その後、計画につきましては、今明確な何年度にどこどこちゅうのはまだ設定はしていないところでございますが。今、漏湯であったりとか、あるいはもう古い管ですね、そういったところを今後しっかりとそういった計画をつくって、計画的な布設がえを実施していきたいというふうに思っております。

なかなか、旧町から引き継いだものにつきまして、施設台帳とか、いろんなそういった施設台帳がないものですから、まず全体をしっかりと把握した中での計画というふうになろうかと思います。

布設年度とかそういったのもなかなか明確にされておきませんので、その辺を整理しないことにはきっちりした計画はできないということで、それで現在はそういった漏湯が多いところとか、どうしても布設がえが必要であろうというところを計画的にやっているとございまして、今後はきっちりとした年次計画を立てて予算の平準化とか、その辺まで含めてしっかりとやっていきたいと考えております。

○委員（新原春二） 湯之山館は一応ということで、ぜひ新たにして事故のないように、休館にならないように、ぜひ、していただきたいと思います。

それから、市比野の配湯管の管図が全然ないということは、非常に問題だと思いますので、計画が立たないですね、それじゃね。だから、そういう面ではそこら辺のまず配管図をきちんと整理をされて、後に残していかないと、今までのようになっていますので、ぜひその点について予算を組んで、配湯管の配置図、配管図、そういうのをぜひ作成をして後に残していただきたいということを要望しておきます。

○委員（川畑善照） 期間的に短い間にそういうことが起こったということがあるわけですが、今後の展望として、指定管理者制度とか、あるいは最終的に傾いてきたときに無償譲渡とか出てくるんですが。総合的に今後の指定管理のあり方ちゅうのをどのように、特に温泉給湯部関係は専門家でないと大変厳しいんじゃないかと思うんですが、そういうことをどのように考えていらっしゃるかということをお尋ねしたい。

○上水道課長（四元新一） 湯之山館につきましては、水道局の考えといたしましては、まず、初年度平成27年度は、実績をしっかりと見て、今後の維持管理のことをしっかり考慮した上で指定管理に出すという考えでございまして、平成28年度中に一応指定管理に出したいという、その手続を踏みたいというふうに考えております。

一つは、温泉施設というのは、かなり地元に着した施設ではございますので、地元コミュニティ等も、もし指定管理にできるようにあればぜひやりたいと。地域の活性化にそこを起点としてやりたいということで、もう話もいただいております。その辺、着々と地区区民のほうも準備を進められているところでございます。

水道局としまして、本来、先般もありましたように、こういったものについては、完全に公募をして、ちゃんと指定管理者を決めるということになります。そこら辺の整理をしっかりと、地元のほうで公募に対応できるような形でしっかりと組織づくりもするという形で今進められております。それを見ながら、今後我々もどういった形がいいのか、選定についてですね、そこも一応検討はしていきたいと思いますが、平成28年度中に指定管理先を決定して、平成29年度からもう指定管理に出そうという考えで今事務を進めているところでございます。

○委員（川畑善照） 確かに今言われるとおり、

地元がいろんな特産品やら販売するにも、地区コミの方々が一生涯懸命取り組まれたほうがいいんじゃないかと思うんですが、将来的展望を考えたときに、もうあちこちが、もう指定管理が受け手がないから無償譲渡とかそういう状況が出てくる時期ちゅうのは、長期的な展望からいけばあり得るわけですね。

ですから、極力そういうところを十分検討されて、全体的に給湯関係が、市内にある給湯関係が悪くなってからは条件が悪くなると思いますので、そういうことも考えて、今後取り組んでいかれたほうがいいんじゃないかと、一応意見を申し上げます。

○上水道課長（四元新一） 今、川畑委員からの御意見は十分考慮して、今後進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（宮里兼実） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第84号 平成28年度薩摩川内市水道事業会計予算

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第84号平成28年度薩摩川内市水道事業会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一） それでは、議案第84号平成28年度薩摩川内市水道事業会計予算について説明をいたします。

別冊となっております水道事業会計予算書の4ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出になりますが、収入では、事業収益を18億1,802万9,000円とし、水道料金、給水負担金と営業収益と一般会計補助金、長期前受金戻入、資本費繰入収入と営業外収益を計上をしております。

次に、5ページになります。5ページから支出になります。

1款水道事業費用で15億9,733万1,000円を計上しております。内訳といたしまして、1項営業費用として、1目原水及び浄水費に浄水場、各水源地にかかわる維持管理費用、以下、配水及び給水費に配水管や給水管の維持管理費用、総係費にその他の管理経費全般を、最後に減価償却費、資産減耗費を計上をしております。

2項営業外費用として支払利息等を計上し、3項特別損失として過年度水道料金還付金、最後に予備費を計上しております。

収入合計で18億1,802万9,000円、支出合計で15億9,733万1,000円を計上しております。

続きまして、投資的経費の資本的収入及び支出について説明をいたします。

まず、収入になります。企業債、工事負担金を計上し、収入合計3億4,910万円計上しております。

続きまして、支出になります。1款資本的支出1項建設改良費では、1目改良費に水道施設にかかわる新設改良費を、2目メーター購入費に新設水道メーター購入費を、3目固定資産購入費にポンプ公用車購入費を計上をしております。

2項企業債償還金として4億1,185万4,000円を計上をしております。

以上、支出合計12億2,675万2,000円となります。支出に対し収入が不足する額8億7,765万2,000円については、予算第4条に定めた減債積立金、過年度分損益勘定留保資金等の財源で補填をするものでございます。

次に、7ページになります。キャッシュフロー計算書でございます。

1、業務活動によるキャッシュフローは、収益的収入にかかわる現金の収支でございます。2、投資活動、3、財務活動によるキャッシュフローは、資本的収入及び支出にかかわる現金収支でございます。1年間の現金収支として、5億8,930万円の現金残高になる予定としておりま

す。

８ページから１３ページまでが職員給与費になります。

１４ページをお願いします。債務負担行為に関する調書でございますが、丸山浄水場運転管理等業務委託、それから水道事業窓口等関連業務委託の債務負担行為に関する調書でございます。

１５ページから１８ページが平成２８年度の予定貸借対照表でございます。

１９ページから２４ページが平成２７年度の損益計算書及び予定貸借対照表でございます。

２５ページから２６ページが注記項目。

２７ページから３３ページまでが参考資料となっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○上水道課長（四元新一）引き続き、水道事業の改良事業の主要事業について説明いたしますので、別冊となっております、ピンクの表紙の平成２８年度水道局当初予算資料の１ページをお開きください。

既に委員の皆様も御承知のとおり、平成２８年度より水道施設事業計画に基づき、年間７億５,０００万円の事業費を投じて施設の計画的な更新や、基幹施設の耐震化等を図ってまいりますが、相当な業務量が予想されるため、我々職員も気を引き締めて一丸となって効率的な執行に努めたいと考えております。

それでは、平成２８年度の事業内容について地域別に説明いたします。

まず、川内地域ですが、上から水利権更新申請書作成業務委託は、川内川の水利権が平成２９年３月３１日で切れるため、平成２８年度中に更新手続をするための申請書を作成するものでございます。

施設耐震診断業務委託は、港配水池の耐震診断を行うもの。導送水管布設がえ工事は、永利第１水源導水管ほか４路線の基幹管路１,４９０メートルを耐震管に布設がえするもの。配水管布設がえ工事は、市道別府若宮線ほか３路線の老朽管１,４１０メートルを布設がえするもの。連絡管布設がえ工事は、事業統合にあわせて上水道区域の宮里地区と簡易水道区域の高江地区を結ぶ配水管を整備するもの。施設更新工事は、丸山浄水場計装設備の老朽化に伴い設備の更新をするもの。芸

ノ尾配水池緊急遮断弁設置工事は、災害等により異常流量が発生したとき、即座に感知して配水をストップさせる装置を芸ノ尾配水池に設置するもの。

次に、樋脇地域ですが、施設耐震診断業務委託は中央、宇都、新開の３カ所の配水池の耐震診断を行うもの。導送水管布設がえ工事は、市道中島西之原線の基幹管路８００メートルを耐震管に布設がえするもの。配水管布設がえ工事は、市道温泉場北側線ほか３路線の老朽管及び漏水多発箇所３,０５０メートルを布設がえするもの。配水管布設がえ工事——新設となっておりますが、樋脇小学校付近に一部未配管区間があるため、県道市比野東郷線に新たに６４０メートルの配水管を布設するもの。

次に、入来地域ですが、施設耐震診断業務委託は、盛水第１と第２、２カ所の配水池の耐震診断を行うもの。配水管布設がえ工事は、民有地内にある配水管５００メートルを国道３２８号に布設がえするもの。施設整備工事は、大馬越中継ポンプ場等に遠方監視のための設備を整備するもの。

次に、東郷地域ですが、施設整備工事は、藤川の戸屋川浄水場廃止に向けた施設整備の一環で中継ポンプ場を設置するもの。

次に、祁答院地域ですが、施設整備業務委託２件は、黒木浦浄水場の施設整備のための実施設計及び地質調査を行うもの。導・送水管布設がえ工事は、下手水源地から送水管３６０メートルを耐震管に布設がえするもの。配水管布設がえ工事は、市道大村線の橋梁添架部３０メートルを布設がえするもの。施設更新工事は、黒木浦浄水場の前処理機や医薬品注入設備等を設置するもの。

以上が各地域別の計画でございますが、このほか、それぞれに区画整理や道路工事等に対応するための負担金工事と材料支出工事を、これまでの実績等により見込みで計上しているところでございます。

以上で、水道事業の改良事業内訳についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）１点、先日新しい水道局さんの庁舎を見学させていただきまして、資材品置き場も見学させていただきまして、いろんな継ぎ

手とかいろいろなものが在庫で約1,000万円程度分ぐらいあるということだったんですが。ポンプとかそういうものはなかったんですけど、やっぱり動力を発するものというのは在庫では持たないという、何か問題があつてからすぐに発注しても間に合わないと思うんですけど、予備はどこか別の場所にあるんですか。在庫のあり方ですね、ちょっと教えてください。

○上水道課長（四元新一） 水中ポンプ等の汎用——共用して使えるというか、汎用的なやつの中水ポンプにつきましては、予備ポンプが必要なところは予備ポンプを準備しております。

あそこでの在庫管理とはなっておりませんが、予備ポンプのほうを準備しております。何台かあつて、交互運転とか、そういった1台が故障しても、もう1台のほうで対応できるというのは、そういったその都度購入という形にしております。どうしても1台とまったら、だめとなった場合は、予備ポンプのほう一応準備をしているところもございます。

全てにおいて予備が今そろっているというわけではございません。やっぱりもう長くこうしておりますと、劣化していきますので、そこら辺は考えながら、その予備ポンプについては一応対応しているところでございます。

以上です。

○委員（谷津由尚） ありがとうございます。今の説明ありましたように、本年度から7億5,000万ほどの事業やっついていかれるわけですが、それに対する資材品とか在庫というのは、それに応じてふやされていくわけですか、その考え方についてちょっと答弁お願いします。

○上水道課長（四元新一） 今からやっていく事業につきましては、布設がえとか、古いものを新しくしていきますので、逆に在庫は減らしていく方向になってくると思われます。

そんなに極端に減るわけじゃないですけど、当然新しく変えていきますので、今ある古いもののリスクは減ってくるわけですので。それに対応する資材、ストック材ですね、そういったものは当然個数は減ってきたりとかという形になってくると思う。漏水の件数も当然減ってくるわけですね、布設がえをしていくことによりまして。

だから、今の在庫管理をしています資産はほとんど漏水対応等の資材ですので、それらのリスク

は、当然更新をしていけば減っていきますので、在庫的には少しずつでも減っていかなければおかしいのではないかとというふうに考えておりますので、まずふえることはないと思われます。

以上です。

○委員長（宮里兼実） いいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（宮里兼実） 次に、審査を一時中止してありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一） それでは、議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算のうち、水道管理課分について説明をいたします。

予算調書の261ページをお開きください。

4款3項1目水道費、事項、簡易水道事業費1億6,843万2,000円は、簡易水道事業特別会計への繰出金であります。同じく下段の表、事項、温泉給湯事業費で、同会計への繰出金2,857万1,000円でございます。

次の262ページになります。

13款2項1目公営企業費6,191万5,000円は、水道事業会計への繰出金を計上したもので、経費の主なものについては、右側調書記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

同じく 263 ページをお開きください。

次に、歳入について説明いたしますので、前に
返っていただき、75ページをお開きください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

「「なし」と呼ぶ者あり」

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ここで、議案第70号に係る審査を一時中止します。

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

以上でございます。

○委員（大田黒 博）黒木温泉の件でございます。

それで、その中で今回ポンプの交換があって、
もうこれ以上ポンプ交換と、故障あったときには

それを一旦、トランス——それぞれポンプがあるところからトランス、までを引いて、電気系統とか、そういうものが実際距離があったりするものにおいて、昨年8月の15号の台風のときに、やはり停電とかあった関係で、ポンプ等がいかれたという判断をされたものを含めて、泉質でポンプが傷んでないかと私は質問したんですけど、それも調べていただきました。

ただ、皆さん方は説明責任として、もう少し距離的なもののそういう、トランスあるいは距離的なものを含めて調査をしてもらえないかということと、あと施設の中の水を温めて、お湯にして、泉質のものは少し湯舟につけて、あとは洗い場においては、給湯庫ですかね、温めたものを使うという、苦慮されたものを複雑なもので使用されているんですけども。そこに少し今はやりの給湯施設、給湯庫的な——家庭用のですよ、そういうものを施設的なものに充てられないとか。そういう意見が研究してもらいたいというのを含めて、もう少し持続性のある検討はできないのかということを私に投げかけられたんですけど。それは皆さん方に少し研究といいますか、そういう持続性を含めて、持続性があるがために、希望があるがためにそういうものの確認でしょうから、そういうのをお願いしとってくれということでしたので、ポンプがそれぞれのもので、何で1年半から2年でポンプがだめになるのか。

大村温泉にしては、七、八年たってもまだどうも無いというのが、どうも皆さん、疑問を感じておられる、そこには私も言えないところでありますけれども、そうなんですよねというのは確かなんですけれども、皆さん方もそう思っておられるんじゃないだろうかなど。その原因は何なのかなと思ったときに、そういう確認していただいて、

今言ったことを確認していただくなり、また、定期的に説明をしていただければありがたいなということでございますけれども、どんな配慮ちゅうか、お考えでしょうか。

○上水道課長（四元新一） 黒木温泉につきましては、今委員が言われたような経緯で今まで地元にも説明してまいりまして、今度、4月からは無償貸し付けという形で地元の方が運営をされるということで、我々も今年度中に貸し付け前にできる修繕等につきましては、きちんとやろうということで、ポーチの雨漏りの修繕であったりとか、もうちょっと上のほうのシャワーなんかを使うポンプの取りかえであったりとか、できる分については一応今年度で済ませました。

あとは、貸し付けという形になりますので、ポンプがもうだめになったら、先ほど言われたように、ちょっともう廃止ということで一応お願いはしております。

コミュニティの会長さんも、当然、運営も厳しいだろうから地元としてもそういった運営についてはもう協力すると、それで、利用者をふやす、そういった工面とか、地元としても本当協力をするから、温かく今後も見守ってほしいというような形で我々も言われておりますので。いろいろな問題が生じた場合は、はねつけるのではなくて、きちんと協議のテーブルにのって、いろいろと協議はしてまいりたいと考えております。

だから、あとのポンプのだめになったというのは、電気系統についてもきちんと専門業者のほうにも調べてもらっております。ポンプにつきましても、当然工場に送って分解して調べておりますので、泉質、一つは一番大きなのは泉質で、黒いタール状ものが付着していたというのも明らかになっていますので、温泉に使うポンプにつきましては、耐用年数が何年というふうにもメーカーのほうもはっきり言えないということです。

いろんな泉質がございますので、そういった泉質がポンプにどういう影響、どういう悪さをするかちゅうのが、なかなか推定ができない部分もあるということで、何年というのも言えないと。

ほんで、今まで短命であった分が今回のポンプにつきましては4年3カ月だったですかね、もったということで、今後もそれくらいはもってほしいと我々も願いは持っておりますが、いろんな事象が生じた場合は、相談に乗りながらいろいろ協

議を今後もしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員（大田黒 博） ありがとうございます。

ぜひそういう形で継続の方向でお願いできないかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

泉質が、黒木温泉が再開されますと、それぞれの泉質のよさを感じておられる方々はまた一応お客さん帰ってこられるわけですね。そうしたときに、市外あたりから腰の痛みとか、傷口とかそういうのが物すごくあそこの泉質はいいらしくて、私も行くたびにそういうことは聞くんですけども、そういうものを持続したいということかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、一つだけ何かトラブルがあったりして、貸し付けのある有川商店さんですよ、そういった何かトラブルがあったらそこになるのか、今言われた有川商店さんがそういう中の施設の給湯庫あたりの設備投資、あるいはそういったものが可能なか、その辺を少し教えてください。

○上水道課長（四元新一） 基本的には無償貸し付けで、今後運営される有川さんのほうが全てのそういったものは対応していただくと。大きな修繕と、簡易な修繕については当然有川さんのほうで対応と、運営上のことも有川さんのほうで全て対応していただくという形になると思います。あとは、ポンプがだめになったらどうこうちゅう話がありましたけど、そのほかのいろんな施設の大きな修繕等の必要性が生じたとか、あるいは運営できないような何か事象があったとか、そういった場合は双方協議の上で対応していくという形になろうかと思います。

ただ、今の段階でどっちがどうこうちゅうのは、はっきりはちょっと言えないところでございます。

以上です。

○委員長（宮里兼実） いいですか。

○委員（新原春二） 3点だけ。1点は、今度、簡易水道が全部統合されて、統一をされたわけですね。そうした場合に、前もってちょっと話がありましたが、本管の配置図、配管図、そういうのがなかなか不明なところもあるちゅう話も聞いてたんですが、その後、そういう整備はきちんとなされているのか。図面上できちんと残って、パソコンでもきちんとなされているのか。そこら辺の本管の配管図の今の現状と、それから、本管から

私線を、私線を出されていくわけですけども、私線の関係については全くもう配管図等は市としては残すというか、確認はしているのかいないのか、そこらを1点だけ。

それから、もう一つは、過疎対策で住宅の補助金を今出しているんですけども、特に旧4町については、新しく家をつくるときに、本管から私線に対する距離が結構あるんじゃないかって想定をされるわけですね。そうした場合に、現在ある本管から家をつくる場所まで、自分で引かなければならないという今の現状ですので、そこら辺の何かの過疎対策の意味での補助というのは、考えていられないのか、それが2点です。

それからもう一つは、新庁舎での業者の打ち合わせ、いろんな事業がいっぱいありますけども。そういう事業を発注する場合の打ち合わせ等は、お客様センターの一番右のほう、奥のほうが業者のデスクですよ。ちゅう話は聞いたんですけども、そういうあそこで業者との打ち合わせをされるのか、それとも本庁の上のほうでテーブルもあるようですので、業者とのいろんな工事打ち合わせ等はどこでされるのか、そこをちょっとお知らせください。

○上水道課長（四元新一） まず1点目です。本管等の配管図の整備状況ですね、あと私線も含めてということですが。当然、今の簡易水道から水道事業に統合する場合は、資産台帳をつくらないといけないということでもあります。明確に、もともとないものをきっちりしたものはできませんが、ある程度想定しながら、そういった図面であったりとか、資産台帳は整理が終わっております。

掘ってみて、ちょっと深さが違ったとかちゅうのは当然出てくるかと思いますが、完全なものではございませんが、ある程度の図面の整備は終わっているということで御理解いただいて結構です。

あとの2点目の、過疎対策で給水管の延長が長くなると、何か補助的なものはないかということですが、やはりそれはちょっと補助は今のところ対応できないというふうに考えております。

あと3点目の業者との打ち合わせですが、あれはお客様センターの、給水関係のそういった受け付け業務は、お客様センターのほうでの打ち合わせになりますけど、こちらから発注し、また配水

管、本管工事等の打ち合わせにつきましては、2階のスペースをちゃんとつくってございます。

業者さんと打ち合わせをするスペースをつくってございます。部屋がありますので、そちらのほうできちんとした打ち合わせをさせていただくというふうに考えております。

以上です。

○委員（新原春二） 資産台帳を含めて配管図はもう完備をされたら、全部はないけども、ある程度大方されたということですね。緊急な場合等も含めて、それは大事だと思いますので、ぜひ後世に残すものを、システム化をして残していただきたいなと思います。

それから、過疎対策ですよ。今、Uターンも含めて田舎に帰ろうという人をふやそうじゃないかという一つの市としても方策が出てくるわけですけども。そうした場合に、地方に行けばもう何百メートルということもありそうですし、どこまで本管を引くかちゅうのもあるんですけども。今の本管があって、それから私線を引っ張っていく場合に、何メートル以上はもうある程度減免も含めて何か措置をするちゅうことも考えないと、田舎に家をつくれないう状況になってくるんじゃないかと思うんですよ。

そこら辺もちょっと今後の課題として検討もしてみられてはどうかというふうに、これは提言というか、要望といいますか、そういうものにして、ここで即答はできないと思いますので。今後のやっぱり過疎対策の一つの方策でそういうものはできないのか、あるいはそれを含めて住宅補助金が出ているのかどうか、そこ辺もあるんですけども、「住宅補助金を出したらよ」ちゅうことになれば、それだけなんです。水道局として、本管から私線に100メートル以上は何ぼかの補助をしようとか、そういうものがあつたら田舎にも家はつくれるということになっていくんじゃないかと思いますので。かなり大きなお金なんですよ、私線から全部引っ張っていくになれば。そこら辺もちょっと今後、検討をされてみてはどうかちゅうことで提言しておきます。

業者の関係はわかりました。

○水道管理課長（元石功一） 給水工事に対する水道局での負担というお話なんです、政策的な、本市のそういった過疎地域の政策的なものといったことになれば、我々だけの判断だけではなくて、

やはり市長部局とのそういった整理もしないといけないといったことで、進めていかないといけないというふうに思います。

我々としては、個人負担ですよということを基本に、そういった市の施策としてそういった方向性が出れば、市長部局等のほうとも協議をしながら進めていきたいというふうには思っております。

以上です。

○上水道課長（四元新一） まず、給水ができるのは、まず給水区域内に入っていないとまずできないということは、まず、第一原則としてございます。

その中で、ある程度、二、三軒とか今後開発見込みがある。まず、1軒先発して宅地造成をされましたが、その土地も今後、宅地見込みがあるというところなどは、現行制度でも材料支出制度等がございますので、そういった制度を使っただけであれば少しでも手出しが少なくなるのかなというのもありまして、いろいろ相談を受けた場合、我々のほうとしても、いろんな御助言をさせていただくという形で今までも対応しておりますので、そんなに一人で何百メートルもちゅうのはあんまり今までちょっとないものですから、今後、今の管理課長が言いましたように、ちょっとそこ辺は調整が必要かと思っておりますので、今後いろいろ研究させていただきたいというふうに考えております。

○委員（川畑善照） 先日、視察をさせていただいたんですが、職員の出入りが裏のほうになって、もとの消防局時代の入り口はもう封鎖されて、そしてお客様センターを通過して2階に上がる。職員とお客様との分別は確かにいいんですが、あそこを通過して我々が行ったんですよね。それは視察だったからだと思うんですけど、今後、外部からの視察やらあった場合にも、職員出入り口を使われるのかというのが一つ。

それから、仕事上の先ほど新原委員からありました業者の方々が2階にあると、会議の場ですね。それだとお客様センターを通過して1回1回行くのか、そこがちょっとひっかかります。

それと、一般車両が、もともと消防局の時代からあったのか知らんですけど、あそこを通過して信号へ逃げるやり方がありますよね、あれをどう封鎖されるのか。例えば、ラークスのほうから入って、かぶとのほうから入ってきたら、そこでストップだとなるよりは、やはり両方に何かしなけり

やいけないんじゃないかと、その施策をどうされるか、ちょっと具体的をお願いします。

○水道管理課長（元石功一） 庁舎への出入り口なんですが、職員の出入り口とお客様センターへの出入り口、二通り出入り口がございます。職員等については、車庫の中にちょうど警報装置をつけてございます。そこが職員の出入り口にもなります。

さっき視察のお客様と言われましたけれども、そこはまずはお客様センターというところを通過して、そういった入り口になるのかなというふうに思っております。2カ所の入り口から庁舎内へ入るということになります。

それと、通り抜けの問題になります。通り抜けで我々も気づいているのが、大きな通りからじゃなくて、こっちの市道のところから突っ切って庁舎の敷地を通過して国道267号に出るという、そういった車をちょくちょく見かけます。でも、あしたからかなと思うんですが、三方の出入りに車どめ——こう上げてチェーンがこうこうなる、そういった設置工事をあしたからする予定でございます。

で、休日はもう車どめでも敷地内には入れないといったことでやりたいというふうに思っております。

今、その通り抜けのある、そういったところにはもう車どめを立てて、通り抜けができないようなふうな形で行こうというふうに考えておりますが、国道267号のほうから入ってきた場合については、なかなか進入できませんというのが、どういった方策があるのか、まだその辺がちょっと未検討というか、なかなかいい方法が見当たらないということで、敷地の中にもう駐車場をつくって通り抜けができないようにするのか、そういった通り抜けの防止についてどういった方法があるのか。こっちはもうここに車どめを立てますので、入れないということになりますが、市道と国道からの通り抜けの防止、どういうふうな方法があるか、ちょっと今からも検討をしていきたいというふうに思います。まだ策は見つかっておりません。

○委員（川畑善照） 先ほどの1点目はわかりました。

2点目のほうは、わからなくて入ってきたのが、袋小路になったら逆にいけませんので、予告とい

うか、何かそういうのができたら、やはり、やったほうがいいんじゃないかと思っておりますので。予告板でも立てられたほうがいいんじゃないかと、一応意見だけ申し上げておきます。

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で、水道管理課及び上水道課を終わりますが、ここで休憩します。

~~~~~

午前 1 1 時 2 9 分休憩

~~~~~

午前 1 1 時 3 3 分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△下水道課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、下水道課の審査に入ります。

△議案第 6 4 号 平成 2 7 年度薩摩川内市  
公共下水道事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）それでは、議案第 6 4 号平成 2 7 年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）下水道課です。よろしく願いいたします。

それでは、第 8 回補正予算に関する説明書の 7 3 ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

2 款 1 項 1 目施設整備費、公共下水道整備費 4 万 9, 0 0 0 円につきましては、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正にあわせて、職員 1 名分の人件費を補正要求するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、7 2 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金 4 万 9, 0 0 0 円は、歳出の補正に対応し増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第 6 1 号 平成 2 7 年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第 6 1 号平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、第 8 回補正の予算に関する説明書の 3 2 ページをお開きください。

8 款 5 項 4 目下水道費では、下水道管理費において職員手当等を 5 4 万 8, 0 0 0 円を増額し、公共下水道費において、公共下水道事業特別会計繰出金を 4 万 9, 0 0 0 円増額するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で、議案第 6 1 号平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について、質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△平成28年度予算の審査

○委員長（宮里兼実） 次に、平成28年度予算の審査を行います。

まず、予算の概要について、局長に説明を求めます。

○水道局長（落合正浩） 下水道課は一般会計及び4特別会計でございます。

平成28年度は特に公共下水道事業におきまして、長浜地区の生活排水処理について事業採択に向け、国、県等との協議を進めていきます。

また、川内地区の宮里浄化センターの増設工事に着手するとともに、市役所前でございますが、昭和47年度に建設し、市街地の内水排除に大きく貢献している向田ポンプ場耐震診断を実施し、長寿命化計画をつくってまいりたいと考えております。

その他の事業を含め、詳細につきましては課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

---

△議案第73号 平成28年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計予算

○委員長（宮里兼実） それでは、議案第73号平成28年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、予算調書の282ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目公共下水道管理費1億7,783万4,000円は、川内地域の公共下水道施設及び上甕地域の特定期間保全公共下水道施設の維持管理等に係る経費でございます。

経費の主なものは、本年4月からお客様センターの開設による公共下水道事業窓口等関連業務

委託、川内処理区の宮里浄化センター等に係る処理施設機械設備等修繕及び包括的維持管理業務委託等に係る経費のほか、川内処理区の雨水対策として集中豪雨時の市街地の浸水を防止するため、市役所横にあります向田ポンプ場の老朽化対策に伴う耐震診断、光熱水費、維持補修費及び運転管理業務委託等に係る経費でございます。

上甕処理区におきましては、中甕・中野浄化センター等に係ります包括的維持管理業務委託等に係る経費であります。

次に、下段の2款1項1目公共下水道整備費1億9,994万8,000円は、川内処理区における生活排水の適正な処理を推進するため、宮里浄化センターの水処理施設機能の確保及び平佐第2地区の整備促進に伴う経費でございます。

経費の主なものは、職員1名の人件費と宮里浄化センターポンプ施設増設工事委託、平佐第2地区の污水管基本設計委託等に係る経費でございます。

ここで、別冊となっております建設水道委員会資料の最後のページ、5ページをお開きください。

宮里浄化センターポンプ施設増設についてでございます。宮里浄化センターの施設配置図でございます。青色の表示が現在の施設、赤色の表示が整備予定のポンプ棟、黄色の表示が今後増設予定の水処理施設でございます。

ポンプ棟の建設場所は、処理場入り口側の初期マンホールポンプ横で、図面の左下②の赤く表示している部分でございます。ポンプ棟の増設につきましては、水処理施設の良い運転管理と水質管理の安定化を図ることが目的でございます。

上の4ページをごらんください。既設のポンプ施設からポンプ棟増設の必要性についてでございます。表の左側の既設のポンプ施設は、汚水量の少ない期間に対応する簡易的なポンプでありますことから、水処理施設への流入の調整ができないため、運転管理と水質管理に苦慮しているところでございます。

また、ポンプに異物が詰まったとき、地下約15メートルでの危険な作業ともなります。ポンプ棟の増設を行い、汚水量の増加への対応、安全な施設管理、良い水処理施設の安定化を図るものでございます。

それではまた、予算調書に戻っていただき、283ページをお開きください。

3款1項1目長期償還元金2億3,805万4,000円及び下段の3款1項2目長期償還利子8,932万4,000円は、施設整備時に借りました長期償還元金及び利子でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、280ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款2項1目負担金、公共下水道事業負担金765万7,000円は、川内地域の公共下水道事業受益者負担金が主なものでございます。

2款1項1目使用料、公共下水道施設使用料1億3,471万円は、川内地域及び上甕地域の公共下水道施設使用料が主なものでございます。

3款1項1目国庫補助金、公共下水道事業補助金1億515万円は、宮里浄化センターポンプ施設増設工事委託等に係る国庫補助金で、補助率は事業費の2分の1でございます。

次のページをお開きください。

4款1項1目他会計繰入金、一般会計繰入金3億5,953万8,000円は、歳出に対応して措置する一般会計からの繰入金でございます。

7款1項1目市債、公共下水道事業債9,310万円は、整備費及び長寿命化事業に対応して措置するものでございます。

それでは、別冊となっております予算に関する説明書の208ページをお願いいたします。

第2表継続費につきましては、2款1項宮里浄化センターポンプ施設増設事業に7億4,000万円を、平成28年度から平成30年度までの期間設定するものでございます。

次のページ、第3表地方債につきましては、公共下水道事業に係る地方債の限度額を9,310万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては、表記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第74号 平成28年度薩摩川内市  
農業集落排水事業特別会計予算

**○委員長（宮里兼実）** 次に、議案第74号平成28年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○下水道課長（徳重勝美）** それでは、予算調書の286ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目農業集落排水管理費5,583万6,000円は、川内地域の城上処理区を初め、5処理区の農業集落排水施設に係る維持管理等に係る経費でございます。

経費の主なものは、本年4月からのお客様センターの開設による本土地域の農業集落排水事業窓口等関連業務委託、川内地域の城上処理区、入来地域の大馬越処理区、入来中部処理区、祁答院地域の祁答院中央処理区及び里地域の里処理区の処理施設等に係ります光熱水費等維持管理業務委託等に係る経費でございます。

次に、下段の3款1項1目長期償還元金1億1,089万2,000円と次のページ、3款1項2目長期償還利子2,132万2,000円は、施設整備時に借りました長期償還元金及び利子でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、284ページをお開きください。

歳入の主なものは、2款1項1目使用料、農業集落排水施設使用料5,187万8,000円で、5処理区の施設使用料であります。

次に、285ページをお開きください。

4款1項1目他会計繰入金、一般会計繰入金

1億3,014万3,000円は、歳出に対応して措置する一般会計からの繰入金であります。

それでは、別冊となっております予算に関する説明書の233ページをお開きください。

第2表地方債につきましては、農業集落排水事業に係る地方債の限度額を280万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては、表記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第75号 平成28年度薩摩川内市  
漁業集落排水事業特別会計予算

**○委員長（宮里兼実）** 次に、議案第75号平成28年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○下水道課長（徳重勝美）** それでは、予算調書の290ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目漁業集落排水管理費2,865万2,000円は、上甕地域の平良処理区を初め、3処理区の漁業集落排水施設の維持管理等に係る経費でございます。

経費の主なものは、上甕地域の平良処理区、下甕地域の片野浦処理区、同じく下甕地域の手打処

理区の3処理区の処理施設等に係ります光熱水費及び維持管理業務委託等に係る経費でございます。

次に、下段の3款1項1目長期債償還元金3,917万3,000円と次のページ、3款1項2目長期債償還利子892万5,000円は、施設整備時に借り入れました長期債償還元金及び利子でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、288ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款1項1目分担金、漁業集落排水事業分担金43万円で、上甕地域の平良処理区及び下甕地域の手打処理区の分担金であります。

次に、2款1項1目使用料、漁業集落排水施設使用料1,920万1,000円は、3処理区の施設使用料であります。

次に、4款1項1目他会計繰入金、一般会計繰入金5,691万9,000円は、歳出に対応して措置する一般会計からの繰入金であります。

以上で説明を終わります。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第76号 平成28年度薩摩川内市  
浄化槽事業特別会計予算

**○委員長（宮里兼実）** 次に、議案第76号平成28年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算を議

題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○下水道課長（徳重勝美）** それでは、予算調書の293ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目浄化槽管理費1,095万3,000円は、本市で設置しております上甌地域の戸別合併処理浄化槽の維持管理に係る経費であります。経費の主なものは、浄化槽法に基づく検査手数料及び浄化槽維持管理業務委託等に係る経費でございます。

次に、下段の3款1項1目長期債償還元金439万4,000円と次のページ、3款1項2目長期債償還利子71万3,000円は、施設整備時に借り入れました長期債償還元金及び利子であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、292ページをお開きください。

歳入の主なものは、2款1項1目使用料、浄化槽排水施設使用料714万6,000円と4款1項1目他会計繰入金887万8,000円は、歳出に対応して措置する一般会計からの繰入金であります。

以上で説明を終わります。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

## △議案第70号 平成28年度薩摩川内市 一般会計予算

**○委員長（宮里兼実）** 次に、審査を一時中止してありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○下水道課長（徳重勝美）** それでは、予算調書の264ページをお開きください。

4款2項4目下水処理施設管理費3,458万6,000円は、川内地域の永利処理区と鹿島地域の鹿島処理区の地域下水道処理施設の維持管理等に係る経費であります。

経費の主なものは、本年4月からのお客様センターの開設による永利処理区の地域下水道事業窓口等関連業務委託、永利処理区及び鹿島処理区の処理施設等に係ります光熱水費及び維持管理業務委託等及び両施設の老朽化に伴う機能停止を未然に防ぐための長寿命化機能診断調査に係る経費でございます。

次に、4款2項4目小型合併処理浄化槽整備補助事業費1億6,645万1,000円は、小型合併処理浄化槽設置整備補助に係る経費であります。

経費の主なものは、小型合併処理浄化槽設置整備事業窓口等関連業務委託に係る経費と、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金432基分でございます。当該補助金は、くみ取りや単独浄化槽からの小型合併浄化槽への切りかえ及び新築または改築等により設置する10人槽以下の小型合併処理浄化槽に対し補助金を交付するもので、補助金の額は5人槽が33万2,000円、7人槽が41万4,000円、10人槽が54万8,000円であります。また、単独浄化槽からの切りかえにつきましては、さらに10万円の上乗せをするものでございます。

次に、265ページをお開きください。

4款2項4目浄化槽費887万8,000円は、浄化槽事業特別会計への繰出金であります。

次に、下段の6款3項4目農業集落排水費1億3,014万3,000円は、農業集落排水事業特別会計への繰出金であります。

次のページ、6款5項5目漁業集落排水費5,691万9,000円は、漁業集落排水事業特別会計への繰出金であります。

次に、下段の8款5項4目下水道管理費9,631万3,000円は、下水道行政の一般管

理に係る経費であります。予算の主なものは、職員11名分の人件費及び日本下水道協会の会費や日本下水道事業団の研修参加負担金等に係る経費のほか、公共下水道等接続補助金を計上しております。

次に、267ページをお開きください。

8款5項4目都市下水路管理費100万5,000円は、川内地域の都市下水路の維持管理に係る経費で、経費の主なものは、都市下水路の改修工事等に係る経費であります。

次に、下段の8款5項4目ポンプ場管理費915万1,000円は、川内地域の雨水ポンプ場の維持管理に係る経費で、経費の主なものは、川内地域の中郷ポンプ場及び平佐ポンプ場の光熱水費、施設維持補修費及び維持管理業務委託等に係る経費でございます。

次の8款5項4目公共下水道費3億5,953万8,000円は、公共下水道事業特別会計への繰出金であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、76ページをお開きください。

歳入の主なものは、14款1項3目使用料、衛生使用料2,176万3,000円は、川内地域の永利処理区と鹿島地域の鹿島処理区の地域下水処理施設使用料であります。

15款2項3目国庫補助金、衛生費補助金5,368万6,000円は、小型合併処理浄化槽設置整備事業に係る国の補助金で、補助率は本土地域が3分の1、甌島地域が2分の1であります。

16款2項3目県補助金、衛生費補助金3,513万円は、小型合併処理浄化槽設置整備事業に係る県補助金で、補助率は本土地域が国庫補助と同じ3分の1、甌島地域は4分の1ですが、財政力指数により基準額の66%に補正されております。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮里兼実）ちょうど12時になりましたけど、このまま続けていいですか。

〔「はい、いいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたけど、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で、議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算のうち本委員会付託分について、質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）1点だけ、局長に最後をお願いをさせていただこうと思っています。

水道局の場所が変わられまして、今、心機一転、新しいところで開始されたわけですけど、実は先日、中を見させていただきまして、内装がまだきれいになっていないところがあるんです、天井とか壁とか。せっかくあそこまでされたんだったら、そこも私はきれいにすべきだろうと、この際、お金をかけてでもですね。それで、職員の方のより一層のやる気を出していくべきだろうと。全員心機一転、そこで今からの業務に向かって邁進されるべきだろうと思うんです。

何かその入った感じがちょっともったいないなという意識があって、そこをちょっと最後をお願いをしておきます。

○水道局長（落合正浩）最後にありがとうございます。

とりあえずは年内にもう入って業務を始めることが第一でございましたので、必要最小限の改築をさせていただきました。

ただ、今おっしゃいましたように、そこに入る人間の魂で事業がなされるものと思います。ただ、上下水道、温泉も含めまして使用料を貴重な財源とすることから、余り華美な整備はできないところでございますけれども、職員の勤務体系に支障がないように、また、職場環境がよきものになるような今後の努力は必要な範囲でさせていただきたいと思っております。

これは4月以降に引き継いでいきたいと思えます。ありがとうございました。

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。  
委員外議員は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。  
以上で下水道課を終わります。  
ここで休憩します。

~~~~~  
午後0時4分休憩
~~~~~  
午後0時9分開議  
~~~~~

○委員長（宮里兼実）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（宮里兼実）以上で、日程の全てを終わりました。

委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（宮里兼実）それでは、閉会中の委員派遣の取り扱いについてお諮りします。

閉会中の4月に現地視察を、5月に行政視察をそれぞれ実施したいと思います。視察先との調整が必要となりますので、委員派遣の手続は、正・副委員長に一任いただきたいと思います。

ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議ありませんので、

そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（宮里兼実）以上で、建設水道委員会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会
委員長 宮里兼実